

平成23年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、改めてこの場をおかりし、被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、日夜復旧・復興に御尽力いただいている職員やボランティアの皆様に対しまして感謝の意を表します。

東日本大震災の発生から半年、液状化から放射能までと、想像を超えた被害状況がつまびらかになりつつある今日、被災地の一議員として復旧・復興がいかに困難な道のりであるかを痛感いたしております。しかし、その道筋を見出すのは、市民に推された市長であり、私ども議員でございます。その自覚のもと、まず自分にできることはと考えたとき、それは、これまでも議会の場で訴え続けてまいりました行政における人の充実、そして次世代を担う子どもへの支援を、この時勢にあつて、むしろこの時勢であればこそ推し進めていくことでございます。

例えば、このたびの震災での福島原発の事故による放射能汚染について、私が市民の皆様から相談を受けたのは、事故発生直後のこととございました。その多くの市民は子育て中の保護者であり、抱かれた不安は無理からぬことであると思うのと同時に、私自身、どこに解決のよりどころを求めべきか悩みました。そして、たどり着いたのはやはり市役所とございました。今日ほど原発や放射能について情報が無いこともあつてか、初めはその対応に疑問すら覚えたこともございましたが、最後に対応した職員は、他の業務で多忙を極める中にあつても情報を収集し、報告をいただき、その内容と対応に、市民とともにひとときの安堵を覚えたものでございます。

今、このときのことを振り返りますと、子育てには常に不安がつきまとい、保護者や家族は解決に向けた支援を求めていること、そして、その支援のよりどころは、行政に限らず人に帰することを改めて認識いたしました。社会生活を営む上で安心の確保は、まずみずからが求め努力することが第一であり、それは子育てにおいても同様でございます。しかしながら、多様化、そして複雑化する今日にあつては、すべてを個人に期することには無理があり、行政の支援は不可欠でございます。

そこで、質問の第一は、その行政の今後の運営についてでございます。

既に市政のかじをとられて4カ月が過ぎました。未来をつくるは今と申しますが、10月、来年の4月と年度の節目を見据えた中で7つの政策理念と実行施策を具現化すべく、機構改革を含めた組織体制についての構想をお聞かせ願います。あわせて、行政は人なりと言われるように、組織体制が固まっても、それを機能的かつ合理的に運営していくのは人、すなわち職員でございます。もちろん人ありきで組織体制を考えてはならないということは私も認識いたしております。しかし、組織体制の運営はやはり人ありきでございます。

そこで、多くの自治体が団塊の世代の退職や行政改革の推進により、今までに増してきめ細やかで、かつ将来を見据えた人事管理が求められている今日、本市はどのような人事構想を考えているのかお聞かせ願います。

質問の第2は、子育て支援についてでございます。

先ほど述べさせていただきましたとおり、子育てには不安がつきものでございます。それは子どもの健やかな成長を願う親心からすれば当然のこととございましょう。本市は、そのような親心に寄り添い子育て日本一を目指し、多様な子育てニーズにこたえるべく、次世代育成支援対策行動

計画を作成いたしました。中でも、発達障害児を含む個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実を際立たせ、(仮称)発達相談センターの創設を含む具体的な方策を明記したことは、高い評価を得るとともに、発達に何らかの課題を持つお子さんの保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々の期待を集めたと言っても過言ではございません。

そこで、本計画における個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実について、その進捗状況と今後の展開をお聞かせ願います。あわせて、教育委員会の立場から本計画について、とりわけ相談機能の一元化を目指して取り組まれている総合教育センターの見直しに係る現況評価と進捗状況につきましても、お聞かせ願います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問のほう、よろしく願い申し上げます。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答え申し上げます。

教育問題については、教育長から答弁をいたします。

まず、行政運営について、機構改革に対する見解と取り組みについてお答えいたします。現在、本市では東日本大震災からの復興対応を初め、公共施設の老朽化への取り組みや超高齢化社会への対応など、多くの課題を抱えております。また、経営改革、定員管理に基づき組織のスリム化等、簡素で効率的な行政組織の構築を目指すとともに、市民の方々にとって、よりわかりやすい組織体制を構築する必要があると考えております。

こうした行政課題を踏まえ、限られた職員数という環境の中で職員一人一人が能力を十分に発揮するとともに、市民のニーズ、時代の変化に対応し、将来の課題解決の実現に向け、平成24年度に機構改革を行うことを検討しております。この機構改革については、私自身の選挙公約であります7つの政策理念の実行施策の推進としても、ぜひ取り組んでまいりたいと考えております。

その主な取り組みの視点は、次の3点であります。

まず、1点目として、震災からの復興対応、防災対策を強化し、市民の安全・安心で快適なまちづくりを推進する実行体制の強化を図ります。3月11日の震災からの復興対応を推進するとともに、今回の震災での経験を踏まえ、地震や風水害などの大規模な自然災害に対する防災対策の見直し・強化のため、安全対策にかかわる組織の強化を図ります。あわせて、新型インフルエンザやテロ等を含め、市民の身体・生命・財産に重大な被害が生じたり、また生じるおそれがある重大かつ緊急の事態等、より広い視点で危機管理をとらえ、指揮命令系統が明確になる組織を検討しております。

2点目として、情報発信力を強化し、市民と共感を分かち合う広報広聴部門の整備を図ります。市民の皆様へのスピーディーで的確な情報の発信を初めとし、住み続けたい、住んでみたいまちとして、魅力あるまち習志野の情報発信力をより強化します。このことは、政策理念の中の希望ある未来につながるまちづくりにおける、市長みずからトップセールスマンとして習志野を発信、ベイエリアにおいて存在感のある都市にを実現するための取り組みとしてとらえております。

また、市民と行政の垣根をさらに低く、市民の皆さんの声を共感を持って受けとめ市政に反映させる組織の整備を図ります。このことは、政策理念の手を携えつくる協働のまちづくりにおける市政や市役所のことを正確に伝える市政コンシェルジュの設置や、タウンミーティングや市民討論会を通して市民の皆様と直接お伺いし、市政に反映できる組織体制づくりを検討しているものであり

ます。

3点目として、専門職の専門性を最大限発揮できる組織体制の構築を図ります。冒頭にも申し上げましたとおり、超高齢社会や公共施設老朽化を初めとする本市の抱えるさまざまな課題への取り組みについて、高度に複雑・多様化する市民ニーズを踏まえ、行政としてそれらに効果的・機動的に対応していくためには、専門職の能力を十分に活用していく必要があります。また、専門職員の世代間にわたる技術の継承や若手職員の育成体制の整備といった課題への対応も、急務となっております。このことから、保健医療、建築を初めとした分野における専門職の能力が十分に発揮できる組織体制を構築いたします。今後のスケジュールといたしましては、各部各課の具体的な業務分掌等についてさらなる協議・検討を進めた上で、12月の第4回定例会において行政組織条例の改正案をお諮りする予定です。

いずれにいたしましても、組織と人は一体のものであり、一人一人の職員の能力が十分に発揮できる組織づくりを目指してまいります。

次に、人事管理に対する見解と取り組みについてお答えいたします。

近年、多くの自治体では、財政状況の厳しい中、行政改革が進められております。また、団塊の世代が定年退職を迎えております。本市においても、平成23年度末には、部長職10名、次長職3名を含め45名の職員が定年退職を予定しております。このような中で、私の掲げた実行施策を推進していくためには、効率的な行政組織の構築とあわせて組織を動かす一人一人の職員が大変重要であり、危機感を持って対応していかなければならないと考えております。

このためには、行政は人なりという認識に立ち、行政運営における資源としての人の重要性を再認識し、時代の要請にこたえ得る人材を総合的な観点から育成し、組織力を向上させる必要があります。具体的には、1、職員の意欲と能力を引き出す人材育成、2、職員の適正・経験・専門性等を考慮した適材適所の人事配置、3、職員採用による優秀な人材の確保であり、これらにつきまして今まで以上に取り組んでいく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、機構改革の主な取り組みとして申し上げます、1、安全対策にかかわる組織の強化、2、広報広聴部門の整備、3、専門職の専門性を最大限発揮できる組織体制の構築を目指し、職員一人一人の意欲と能力が十分に発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援について、次世代育成支援対策行動計画における個別の支援を必要とする子どもへの支援体制の充実についてお答えいたします。

習志野市では、次世代育成支援対策行動計画における柱の1つとして、個別の支援を必要とする子どもへの支援体制の充実を掲げ、発達に不安や障害を抱える子どもの健やかな成長と親の子育ての支援に取り組み、心身の発達や経済的な不安を抱える子どもや家庭を支えています。そして、発達に不安や障害を抱える子どもへの支援が高いニーズをもって期待され、その期待にこたえることは、本市の子育て支援行政の目標であると考えております。

発達支援は、人と人との触れ合い、支え合いの中で成果を上げるものであります。このことから、不安を抱える親が相談しやすい窓口をつくり、その後、保育・教育現場で親と相談者・指導者などが情報を共有し、支援に対する相互理解を深めながらかかわることが大切であると十分に認識しているところであります。このことは子どもに対する支援だけでなく、その親への支援にもつながり、

ひいては相談・支援機関と親たちの相互協力の地域の輪につながるものと考えております。

このような考えに基づき、これまで小川議員や保護者の御意見をいただきながら、発達に不安や障害を抱える子どもへの支援を通じて、それを乗り越え、社会に参加し、自立につながる、そのような希望のある支援体制を目指してまいりました。子どもの発達支援の一貫した取り組みの一翼を担う(仮称)発達相談センターの平成24年4月の創設に向けて、こども部、教育委員会、そして保健福祉部が十分な連携を図りながら鋭意取り組んでおります。

次の総合教育センターの相談機能については、教育長より答弁いたします。

以上で私の1回目の答弁といたします。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員の一般質問、2番になります子育て支援について、(2)総合教育センターの相談機能について。相談機能の一元化を目指して取り組んでいるが、現況評価と進捗状況について伺うという御質問にお答えをさせていただきます。

初めに現況ですが、ことし4月から8月末までの来所相談件数は1,070件となっております。これまで相談者から、センター内が暗く来所しにくいとの声もあり、指導課の特別支援との一元化にあわせて相談者が気楽に来所できる雰囲気づくりを大切に、職員から声をかけて案内するなど、相談者の不安を取り除くように努力してまいりました。また、学校を訪問しての説明やホームページ、チラシなどで一元化について周知してまいりました。

これらの取り組みにより、相談件数は昨年同時期の1.7倍と大きく増加してきておりますが、相談者に、相談場所を迷わずにさまざまな相談に対応してもらえるとという安心感を持っていただいているためと考えております。相談に見えた方からも、ここに来ればすぐに担当の先生と会えるのでうれしい、相談に来て必要があればすぐに検査してもらえて安心、などの声をいただいております。

内容につきましては、特に発達にかかわる相談において教育相談係と特別支援教育担当指導主事が日常的に連携を図り、必要に応じて、来所者の学級への巡回訪問や担任との情報交換を行っております。また、特別支援担当や障害福祉課などと連携したケースも増加しており、相談の連携については一定の評価をいただけるものと考えております。

次に、一元化の進捗状況についてお答えをいたします。

かねてより検討を進めてまいりました生涯学習部の青少年センターとの相談窓口一元化を、次年度より図ってまいります。この一元化のねらいは、教育委員会内に分散しております相談機能を拡充するために、総合教育センター内に発達相談、しつけ、不登校、学業、進路、青少年の悩みなど教育にかかわるすべての相談を受けられることができる体制を整え、相談者一人一人のニーズに的確に対応しようとするものであります。この一元化により、相談内容や情報の共有が図られ、的確な相談が充実し、より迅速にきめ細かく対応できることができ、総合的に体制を強化することができます。

今後は、平成24年度の教育委員会内相談窓口一元化に向け、研修と適切な職員配置を通して相談員の質的向上を図り、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、そして教育長、御答弁ありがとうございました。特に市長の御答弁でございますが、宮本市政の創造に向けた御決意があり、新しい時代の訪れを感じ取ることができた、このように思っております。

それでは、順を追って再質問させていただきます。

最初に、機構改革についてでございますが、市長のマニフェストというべき7つの政策理念と実行施策の推進に当たりまして、その実施体制である組織についてでございますが、先ほどの御答弁では3つのキーワードが示されました。

1点目は、安全・安心で快適なまちづくりを推進する実行体制、2点目は、市民と共感を分かち合う広報部門の整備、そして3点目は、専門職の専門性を最大限発揮できる組織体制、この3点でございます。いずれも、今の習志野市にとりまして大変重要なことでございます。私も一議員として協力は惜しみません。

そこで、まず1点、確認の意味でお伺いいたしますが、市長が確実に実行として掲げたこの3項目、まず家庭ごみ収集、週3回堅持、2つ目がみんなでつくる市庁舎、3点目、コミュニティバスの再検討につきましては喫緊の課題でありますことから、当然それに係る組織についても検討されていることと察します。そこで、この3項目の推進体制について御答弁願います。

◎企画政策部長(鶴岡智君) はい。機構改革につきまして、市長公約の推進体制という観点からお答えをさせていただきます。

基本的には、冒頭市長からお答え申し上げましたとおり、7つの政策理念の実行のためにも、しっかりと組織の見直し、検討に取り組んでまいりたいと考えております。その中で、特に市長が公約において確実に実行しております点について状況を申し上げますと、まず、家庭可燃ごみの収集につきましては、現在民間の力をおかりする中で週3回の収集を行っており、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスにつきましては、現在京成津田沼駅、大久保駅ルートが本格運行に移行する中で、所管についても都市計画課に事務を移管しております。今後は本市の公共交通施策を再検討していく中で、企画政策部において学識経験者などを含む外部組織を立ち上げ、公共交通に関する計画を策定してまいりたいと、このように考えております。

そして、みんなでつくる市庁舎、すなわち庁舎建設につきましては、議会においても特別委員会が設置され、現在御議論をいただいているところでございますが、庁舎を含めた本市の公共施設の多くが老朽化する中で、その対策・対応を担うべく、専門職の能力が十分に発揮できる組織体制の構築を検討しております。具体的に申し上げますと、営繕に係る建築等技術職を一元化することにより、施設の整備保全に関する業務を全市的な観点から推進するための体制を整備したいと、このように考えております。あわせて、職員を集約することによりまして、増加する若手技術職員の育成体制も整備できるものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、市長の政策理念を実行すべく、組織の見直し、検討に取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。市長が確実に実行として掲げましたこの3項目につきましては、既存の組織の活用を初め個々の課題に応じた推進体制を検討されている、このように確認をいたしました。ぜひ、新市長の不退転の宣言でありますことから、全うされることを期待いたしております。

私は、これまで本市における医療専門職のあり方について、配置状況、またキャリアデザイン、そして研修体制など、さまざまな角度から意見を述べさせていただきました。それは、なぜならば、

彼ら医療専門職は本市の特徴でございます。またその専門性は貴重な財産であると、このように認識しているところからでございます。先ほどの市長答弁では、機構改革のキーワードの3点目として、専門職の専門性を最大限発揮できる組織体制、これが挙げられております。このことから、市長御自身も医療専門職が活躍できる組織が必要であると、このような認識をお持ちであることを強く感じ取ることができました。

そこで、今後の医療専門職のあり方についてでございますが、どのような検討がなされているのか、機構改革とあわせて御答弁願います。

◎企画政策部長(鶴岡智君) はい。医療専門職の組織体制についてという御質問にお答えいたします。

これまでも小川議員より御指摘いただいておりますが、今後の行政運営におきましては今まで以上に専門職の専門性を十分に活用していく体制が不可欠であると、このように認識しているところからでございます。特にヘルスステーションにおきましては、これまで高齢者を取り巻くさまざまな問題や子育て世帯の孤立化による児童虐待の増加などに伴い、限られた人材の中では地域保健活動が非常に困難な状況でございました。そのような中で本年4月の機構改革において、第1段階として、介護保険業務を介護保険課へ一元化いたしました。このことによりまして、転入手続を初め介護保険の一連の業務を介護保険課が担うことになり、ある意味ワンストップ化となり、市民にとって利用しやすくなったものと、このように認識しております。

平成24年4月の機構改革に向けては、さらに第2段階として、本市における高齢者施策等の継続及び推進体制の強化のために、現在各ヘルスステーションに分散している高齢者支援業務を高齢社会対策課に一元化し、高齢者福祉の企画部門と実働部門を一体化し、充実・強化を図ることを検討しております。今後のヘルスステーションは、出先機関の位置づけを変更し健康支援課が直接所掌することを予定しておりますが、保健活動業務を健康支援課に集約することで、複雑多様化する市民ニーズへの対応や若手職員の育成体制も充実するものと考えております。そして、ヘルスステーションは乳幼児から高齢者までの一貫した健康の保持・増進を目的とする地域保健サービスの拠点となることを想定しており、地域保健サービスのより機能的な展開が図られるものと考えているところでございます。

昨今、子どもを取り巻く社会情勢が多様に変化している中で、就学前の子どもやその保護者を含めた子育て支援に対し、福祉・教育・保健など生活全般にわたり、子どもに関する複合的な施策を展開する必要があると考えております。本市では、平成16年度にこども部を設置し、主に就学前児童に係る施策を中心に組み立てまいりましたが、平成17年度以降、児童福祉法の大幅な改正が実施されております。その主なものとして、子育て支援事業の法定化、家庭的保育事業の法定化、社会的養護施策の推進など、すべての子育て家庭に対して支援を行う体制づくりが求められている、このような認識をしております。

そこで、今後におきましては、主に育児不安を抱える御家庭などすべての家庭への支援を行うために、母子保健事業を推進している保健福祉部と経済的支援やひとり親の支援、さらには児童虐待を主に所管しているこども部の組織体制について体系的に整理し、子どもの成長に応じた切れ目のない支援ができる仕組みをつくる必要があると認識しているところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい、ありがとうございました。ただいまの御答弁の根底には、組織は時勢に応じて変化すべきもの、こういう考えが感じました。内容につきましては、市民がなれ親しんだヘルステーションの見直しであります。そういうことから、ぜひ十分な検討の上に行っていただくとともに、その検証と評価、こういうものを忘れずに実施していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、御答弁の冒頭にごさいました今後の行政運営におきましては、今まで以上に専門性を十分に活用していく体制が不可欠である、この考えを常に念頭に置いていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、人事管理について再質問させていただきます。

先ほどの市長答弁の言葉をおかりすれば「行政は人なり」、その行政運営における資源としての人が大きく動くということは、やはり危機感を持って対応すべき事態にあると言えると思います。したがって、機構改革後のこの組織体制とあわせて人事構想、これはこれからの永続性ある市政運営における重要な柱である、このように考えます。しかし、先ほどの人事構想を実現へと導くためには、さまざまな視点から人事について検討すべきことがあると思われま。

そこで、次の2点について御答弁いただきたいと思います。

まず1点目は、定員管理についてでございます。本市のこの状況と課題をいま一度御説明いただくとともに、先ほどの機構改革を見据えた今後の方針についてでございますが、御説明いただきたいと思。

また、2点目でございますが、職員の採用計画について。本年度、つまり来年度の採用については、もちろん当面の方針、特に先ほど取り上げさせていただきました医療専門職を初めとする技術職員の採用及び配置計画について、こういう点について御説明いただきたいと思。よろしく願いいたします。

◎経営改革推進室長(吉川清志君) はい。それでは、初めに定員管理の観点から、今定員管理を所掌しております経営改革推進室のほうからお答えをさせていただきます。

これまで、習志野市では、厳しさを増し続ける財政状況の中で、やはり持続可能な行財政運営を図りつつ、時代の変化に対応した市民サービスを持続的に提供していくということから、継続的に行財政改革を進めてまいりました。特に市税収入が横ばい、あるいは減少するという限りある財源の中で、市民サービスをできる限り維持をしながら今後行政運営をしていくためには、内部管理経費を削減するという観点が必要でございます。そういったことから、これまで職員数の削減を進め、結果として人件費の抑制を進めてきたところでござ。

しかしながら、最近の社会経済状況の中で行政需要につきましてはますます拡大し、かつ内容も複雑化・多様化・高度化するということから、職員数の削減に業務の見直しが伴わず、年々職員に大きな負担がかかってさまざまな課題が顕在化しているということが現状でございます。それでは職員の数をやせばいいのではないかという声もございすけれども、やはり人件費はコストであるということから、財源に限りがある以上、なかなか職員数をふやすということは困難であるということを考えております。

そこで、これらの課題に機敏に対応するためには、やはり組織機構からの対応が不可欠であるというふうに考えております。一例を挙げさせていただきますと、組織体制を効率化・スリム化することで、具体的には少人数課の統合や中心組織の廃止、あるいは縦割りと横ぐしの組織の整理・

見直し、こういったことが考えられると思います。また、職員一人一人の能力を高めることができ、またその専門性を発揮できる組織体制を構築することで個人の事務処理能力を高めると、これによりまして少数精鋭体制が構築できるものというふうに考えております。さらには、意思決定のスピードアップを図ることで、その途中過程の研究や検討に要する時間、あるいは負担を軽減される仕組みを組み込む、こういったことが組織機構の見直しに求められているのではないかなというふうに考えております。

今、時代はまさに環境変化が非常に急速に進む時代です。やはり定員管理と組織機構の見直しを一体的に、時代に合わせてスピード感をもって進めることで、限りある財源、人材の中でも市民ニーズに的確に対応していくことができるものと考えております。

◎総務部長(志村豊君) はい。それでは、私のほうから職員の採用計画、特に医療専門職を初めとする技術職の職員の採用、そして配置計画についてお答えをさせていただきたいと思っております。

職員の採用につきましては、定員適正化計画に基づきます定員管理の中で、毎年採用計画を策定して行っているところでございます。来年に向けての採用計画につきましては、本年度、平成23年4月当初の職員数が1,421名でございます。そういうことから、来年度の計画定員数と同数であると、ということから、今回の採用計画を立てさせていただいたということでございます。

来年度の採用予定といたしましては、退職者の補充を基本的に、全体として56名の募集を行っているところでございます。採用予定を申し上げますと、事務職が25名、技術職が31名でございます。このうち医療専門職につきましては保健師が2名、心理判定士1名を募集させていただいております。社会福祉士を含めた保健師、心理判定員につきましては、来年の4月の機構改革の中で(仮称)発達相談センターの設置という新しい職場が開設されることを勘案いたしまして、募集をさせていただいたところでございます。

医療専門職の配置につきましては、本人からの自己申告を考慮いたしまして、各部とのヒアリングを行う中で必要に応じて配置をさせていただいております。医療専門職の専門力の向上、使命感の実現のためには、職員一人一人がキャリアデザイン、いわゆる自分の仕事を描くようにすることが必要であるというふうに考えております。そして、市民の皆様方からの多岐にわたる相談、御要望に対し適切に対応し、市民の皆様方が安心して相談ができる体制づくりのために、その能力及び意欲を最大限生かす配置にしていかなければならない、このように考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。詳細にわたる御答弁ありがとうございました。

今のお話を伺わせていただきまして、それぞれの立場から人材管理の重要性、そして難しさを改めて確認することができました。そこで、今後の行政運営においていかに組織と人が重要な要素であるかが確認できましたので、改めまして宮本市長みずからの言葉で、どのような構想を考え、またそれをどのように実現化させていくのか、こういうことを中心にしながらぜひ御答弁をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎市長(宮本泰介君) はい。きょうは機構改革と人事管理に関する御質問をいただいているわけですがけれども、まさしく今、各部長から答弁があつたとおりなんでございますけれども、私のほうからは、やはり1回目の答弁で答えましたとおり、今の時代が非常に多様化している、そして複雑化している中で進行されている。これは技術の進歩というものもそうですけれども、情報社会の進展

ということに伴って、非常に皆様一人一人の意見というものがお互いに主張できる、そして広範に広報できる、そういう時代が来ている。こういうことが非常に複雑多様化しているということを加速させているのかなというふうに思っております。

しかしながら、私の中では、私の政治理念としては、やはり人間の行動というのは常に1つであって、私たちがいろいろなことに対して喜び、悲しみ、さまざまな喜びや悲しみする上でのさまざまな行動というのは常に1つである。そういうことの中で、多様化しても複雑化しても必ず軸は1つであるという、そういう気持ちを持っております。

そういった中で、今回の機構改革というものは、機構改革は目的別で構成するやり方、あるいは性質別で構成するやり方、いろいろあります。縦割りという批判がある場合がありますけれども、それを横ぐしにした場合、要するに縦と横をひっくり返せば、また同じようなことが起きてしまうのが機構改革というものでありますけれども、しかしながら、そこで働く職員というものは、必ず何らかの指示を受けて、的確に市民に対して公正中立、公平を保ちながら職務を遂行しなければなりません。そういう中で、私は専門性、すなわち基本軸、軸をきっちり安定させる、このことを見据えた機構改革、そして人事管理を遂行していきたいというのが、今回の案であります。

これから先、この震災のこともありました、非常に困難な時代というふうに言われておりますけれども、私はこの逆境とも言えるこういう困難にもかかわらず、しっかりと市民の皆さんと正面を向き合って対峙して、そして皆様としっかりとコミュニケーションができる職員の人材育成というものをしっかりと図ってまいりたいというふうに思っておりますし、職員がしっかりと生き生きと元気を持って働けば、市民の皆様にとしっかりと喜んでいただけるということを信じて、市長として責務を全うしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。市長の行政運営に対する考えは、基本は1つであると、人の心、それは時代がどんなに変わろうとも人の心というのは1つ、この部分の中で市民の中に入りながら、市民の声を吸い上げながら、その中でしっかりと職員がそれをつかみ、また職員が生き生きと働く中にそれがまた市民に還元されていく。こういう部分の中で機構改革も進めていくのだと、そのようなお考えであったかなと感じました。

市長の行政運営に対する考えに揺るぎはなく、邁進していく、このような御決意であったと受けとめさせていただきます。市民のニーズが、今も市長の言葉の中から多様化、そして複雑化している、このような今日でございます。しかし、そういう中だからこそ行政の支援は必要不可欠でございます。

市役所は市民にとって役立つところ、そして市民にとって役立つ人がいるところでなくてはなりません。ぜひ、市長には習志野市の将来をしっかりと見据えていただきながら、人材育成、そして人材登用を、この名主となっていただきたい。職員一人一人のその能力が十分に発揮できる、十分に発揮できてこそ生き生きと仕事ができる、このように思います。ぜひそういう組織体制の構築に全力で頑張ってくださいと思います。

また、機構改革の今後のスケジュールにつきましては、先ほど冒頭の市長答弁に、12月議会において行政組織条例の改正案を提出する、このようなことございました。そのときにはもっと詳細に、私が理解できるだけではなくて、全職員も、また市民もそうだと、このように思えるような形にしっかりと練り上げていただきたい、このように要望したいと思っております。大変期待をいたしてお

ります。よろしくお願いいたします。

次に、2点目の子育て支援についての再質問に移らせていただきます。

冒頭の市長答弁からは、次世代育成行動計画に基づき、個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の構築は、関係部署間の連携のもと、(仮称)発達相談センターの創設が1つの目標であり、現在その実現に向けて取り組んでいると伺いました。私自身は、(仮称)発達相談センターの創設は本市の子育て支援の1つにすぎない、このようにとらえております。しかし、その1つにすぎない(仮称)発達相談センターの創設は、本市の子育て支援においては類のないものである、また、他市に誇れる成果を上げるべきと考えております。

それゆえに、これまでもさまざまな意見、また提言を、場合によっては耳の痛い苦言をるる述べていただきました。それは子どもたちや保護者の立場に立った実のある支援環境をつくっていただきたいとの、こういうような思いからの叱咤激励であると御理解いただけますとありがたいと思っております。

そこで、開設まであと半年を切った今、(仮称)発達相談センターの進捗状況について、開設後は当該エリアを先進福祉現場の拠点として全国に情報発信するとして市長の構想との整合性、これを踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。(仮称)発達相談センターの進捗状況についてお答え申し上げます。

本年5月末に提出されました発達支援システム等検討協議会の中間報告をもとに、センターの中心的な機能である相談体制や重要な指導機能である保育所、幼稚園などへの巡回相談のあり方など、開設までに検討すべき26の項目をリストアップしております。これらにつきまして、庁内の横断的な組織として設置しております発達支援サポートネットワーク会議で検討・協議を進め、発達支援施策検討会議で関係各部署の調整を図りながら、着実に準備を進めているところでございます。

次に、発達支援サポートネットワーク会議では、個別支援計画の作成体制を初め、発達相談センターの重要な機能であります人材育成や各部署間の連携のあり方などにつきまして専門部会を設置し、集中的に協議を行っているところでございます。これらソフト面の準備に加えまして、発達相談センターに必要な専門職の確保につきましては、総務部、企画政策部などとの協議を重ねており、来年度の新規採用において社会福祉士、保健師、心理判定員の募集を行っていただいているところでございます。

発達相談センターは、さまざまな発達上に課題のある子どもや家庭の相談に幅広く対応し、市長が掲げます子どもの支援、子育て家庭の支援を担う中核的な施設でございます。また、この発達相談センターを含む高齢者・障害者福祉の機能をあわせ持った複合施設が完成いたしますと、既存の総合福祉センターや隣接の民間介護施設などをあわせまして、ほかに例のない新総合福祉ゾーンが完成するところでございます。私どもは、このエリアを先進福祉現場の拠点といたしまして全国に情報を発信し、そして誇れるものにしていきたいと思っているところでございます。今後も努力してまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。特に人につきましては、先ほどの人事管理の現況にございまして、かなりの努力が払われたものと推察いたします。今、この場で傍聴され

ている保護者を初め、当該センターに期待をして見守り続けてきた多くの方々にとりまして、感謝に値するものと思っております。

次に、センターで予定しております機能と市長部局の既存事業、特にこども部が既の実施をして相応の実績を上げている巡回指導ですね、これはどのように整理していくのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

◎こども部長(加藤清一君) はい。それでは、こども部としての巡回指導における役割分担につきまして答弁をしないと、回答させていただきます。

こども部における(仮称)発達相談センターとの直接かつ重要なかわり合いといたしましては、保育所・幼稚園における巡回指導の部分であるというふうに考えております。保育園・幼稚園では発達障害児への施策としまして、平成22年9月より臨床心理士による巡回指導を実施してございます。この巡回指導内容といたしましては、主に4点の項目に分かれております。

まず、1点目でございますけれども、個別支援を要する児童以外に保育園・幼稚園へ臨床心理士が直接訪問いたしまして、各施設の保育体制や当該児童への接し方等の指導・助言を行うことがございます。それから2点目ですけれども、個別支援計画の作成・助言ということがございます。それから3点目でございますが、必要に応じまして臨床心理士が保護者の方との面談を実施すること。それから4点目でございますけれども、定期的な巡回によりまして、成長の読み取りと方向性を示唆することがございます。

このような巡回指導内容の中で、平成22年度におきましては指導回数は30回、今年度につきましては96回の巡回指導を予定し、実施しているところでございます。現場の職員の意見をおのおの伺い検証してみますと、一人一人の子どもに対する理解を深め、その子に応じた指導の工夫ができるようになったという声とか、当該児童に対する職員間の共通理解が図られ、より適切に支援することができた。さらには、子どもが安定し、周りの大人との信頼関係を構築することが可能になった等々の声を聞いております。

さらに、本年の6月から7月には、昨年度、個別支援計画を作成いたしました5歳児を対象に、小学校入学後の様子を臨床心理士とともに施設職員がそれを参観、また指導の振り返りや小学校の担任の先生との引き継ぎを確認いたしております。これにより、作成いたしました個別支援計画がどのように生かされ、活用され、指導計画に引き継がれているかを相互に確認することと同時に、小学校入学後の子どもの姿を関係機関の職員が同じ場面で見ること、長期的な視点での計画策定が可能になったものというふうに考えております。また、小学校側からも、就学前の児童の様子を担当者から直接聞くことで、子どもの変化や支援の適切性を確認することができたというような声も聞いております。

このように、専門家である臨床心理士が巡回指導することで、発達支援に関しまして直接親と子どもにかかわる、対応している職員一人一人が、より専門的な知識を身につけることができるとともに、安心感や自信も生まれてきております。平成24年度からの発達相談センターの開設に当たり、こども部といたしましては、この巡回指導の機能について現状の体制を基本にさらに拡充を目指すべく、保健福祉部、教育委員会と協議・検討を行っているところでございます。発達障害児に関する情報が集約されることとなります発達相談センターで巡回指導が実施されることによりまし

て、児童を多面的にとらえることが可能になり、保育所・幼稚園においても、より効果的な指導ができるものと期待をしているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。詳細にありがとうございました。ただいまの御答弁を伺わせていただきましても、いかにこの巡回指導が重要であるか、この点が大変理解ができたと思っております。この巡回指導につきましては、今日まで保護者の皆様、また教育等に携わる現場の先生方からも、大変要望の多い部分でございました。本当にこども部の巡回指導につきましては、先生が来てくださる、これだけで安心感が生まれる、本当にそこに尽きるのではないかなと思っております。やはり人であり、親や現場の先生たちと寄り添う、そういうことができる、こういう人が今求められている、このように感じております。

ただいまの御答弁から、このこども部の巡回指導は(仮称)発達相談センターへと一元化する方向で協議が着々と進められている、このように感じ取ることができました。巡回指導、これはもう重要でございます。今後、発達相談センターの財産となるものと大変期待をいたしております。それぞれの部署がそれぞれの立場で開設に向けて取り組まれていることをただいま確認ができて、まずは安堵いたしました。半年は長いようで短いものでございます。開設に向けた取り組みにつきましては、ここで改めて滞ることなく進めていただくことを強く求め、またお願いをさせていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、(仮称)発達相談センターと教育委員会、具体的には総合教育センターとの関係について再質問させていただきます。

冒頭の教育長答弁で、総合教育センターの相談機能につきましては、青少年センターで行っている相談も含め教育委員会が所掌するすべての相談を一元化していく。そして、24年度4月から開設を行っていくと、このような方針を伺いました。私自身、青少年センターをも一元化する必然性、また、その後の具体案に、正直な気持ちを申し上げますと、必ずしも納得しているわけではございません。今でさえ限られた人の配置の中で来年度からの相談機能に対応できるのか、一抹の不安をぬぐい切れない状況があります。

特に教育委員会のほうでは巡回指導をしっかりと行っていく、このように昨年、一昨年ずっと、特に昨年からです、このことを申し上げ、そのことをしっかりとやっていくものと期待をしながら今日まで来たわけですが、そういうこともございまして、すべての相談に対応できる人をそろえられるのかどうか、また、これまで関係部署で進めてきた役割、また連携など、そういうものに対しての影響はないのかどうか、そのほかいろいろございます。この場では詳細な確認はいたしません、おやりになる以上は、これまでの実績、そして今後想定される利用者、相談内容をいま一度検証、吟味して、多くの方に支持を得られるものとなることを、まず質問の前に強く要望としておきます。

さて、質問に戻りますけれども、前回の議会でも質問させていただきましたが、利用する立場からは(仮称)発達相談センターとの役割分担、いわゆるすみ分けですね、これは必要不可欠でございます。そういう中で、明確に示すことをこれまで再三求めてまいりました。それぞれのセンターの対象者、また相談できる内容等々、この役割分担につきましてはどのように検討されたのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) はい。(仮称)発達相談センターと総合教育センターの役割分担についてのお尋ねについて、お答えを申し上げます。

まず、総合教育センターは、主に小学生と中学生を、(仮称)発達相談センターでは就学前の児童をそれぞれ対象の年齢として対応させていただきます。

総合教育センターの相談の内容につきましては、不登校、学校生活、学習面、発達障害による就学に関する相談に対応するとともに、適応指導教室や個別相談では、子どもたちへのカウンセリングや学習支援を行います。また、子どもや保護者の方の状況などに応じて、依頼を受けて学校訪問や巡回指導をまいります。さらに、既に複数の学校に巡回いただいております県立特別支援学校のコーディネーターや、千葉県教育庁葛南教育事務所の特別支援アドバイザーといった専門的に指導して下さる方に定期的な巡回を要請し、市の担当指導主事とともに連携をしながら、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、継続した児童・生徒の見守りと支援の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

ただ、理学療法士等による療育相談や言語・運動機能に関する支援、福祉サービスの利用等の支援につきましては、総合教育センターの対象年齢である小中学生であったとしても、発達相談センターとの連携により補完をまいりたいと考えております。また、発達相談センターだけでは対応の難しい学校との連携や学習面の検査結果の解釈等については、総合教育センターとの連携により補完をまいりたいと思っております。

両センターとも決して対象年齢だけでそれが寸断されることのないように、相談者本位の連携を行っていくことで、相談者にとって無理のない相談体制をつくってまいりたいと思っております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。(仮称)発達相談センターの開設、そして総合教育センターへの相談機能の一元化まで、くどいようですが、残された時間は半年を切りました。ただいまそれぞれの役割につきましても御説明いただきましたが、どうもあいまいさ、こういうものが否めず、詰めができていない、本当にその部分で納得が私はできないというのが、やはり正直な気持ちでございます。利用する方々が、利用する前から迷ったり、また、さまざまな場面で悩んだりつまづくことのないよう、関係部署間ともっとひざを交えて明確な方針が示せるよう努めていただきたい、心からお願いをさせていただきます。

最後になりましたが、これまでの議会等での子育て支援に係る御答弁には、連携という言葉が多用されていたように思います。私は、保健福祉部、こども部、そして教育委員会、各部署でのおのおのの取り組みにつきましては評価をさせていただいております。しかし、本当に連携して取り組んでこられたのかどうか、連携とは一体何なのか、この辺のところをもっと考えていく必要があるのではないかと常々感じております。先ほどの(仮称)発達相談センターと総合教育センター、この役割分担1つとってみましても、私にはどうしても関係部署間には真の連携がなされているとは、とても感じることはできません。

それはなぜかということ、ここで挙げると長くなりますのでまたお話をしていきたいと思っておりますけれども、また、話はさせていただいておりますので、その辺は今回省きますけれども、このことは以前からずっと感じてきたことでございます。そして、さまざまな場面で指摘をまいりました。そして、忍耐強く見守り続けてまいりました。連携の強みというのは、異なった立場からの知恵の結集、こうした知恵を結集し合えること、ここにまずあると思います。特に、各機関の弱点の穴埋めができることではないかと、ざるの目を幾重にも各部のものを重ねながら、そしてひざを交えてざる

の目を一つ一つ埋めていく、そういうところに真の連携が生まれるものと、私は感じます。

それがないから現場とのギャップというものを今までずっと保護者、また教育、また福祉に携わる方々は実感している、このように私はとらえております。ときにはひざを交えるということは、弱点の穴埋めということは、ある意味、これは違うだとかいろんな耳の痛いこともあると思います。しかし、そうしたことに耳を傾ける、そういう姿勢、この姿勢を持ってこそ、一人一人の市民ニーズに、先ほど来教育長も的確に的確にということで、一人一人のニーズに的確にこたえていく、その心は大変よく理解しております。しかし、その的確にこたえていくための連携がどこまでできているのか、そこの部分をしっかりと考えていただきたい、このように私は痛感いたしております。

子どもの成長はあっという間でございます。この成長の過程で問題も変化してまいります。積み残してきたものの上に次から次へと新たな問題が積み重なっていく、これが今の子育て家庭の実情でございます。特に、発達障害を持っているお子さんは、その部分ではこの積み残してきたもの、これがいかに将来に向けて大きな部分になっていくか、そこをしっかりととらえていただきながら、新たな問題に積み重なっていかないよう、ぜひこうした現状をもっと理解して、一日も早く支援の手を打っていく必要がある、このように思います。

ですから、今子育て支援はスピード感をもって、行政つまり自治体が一体となって取り組むべき喫緊の課題であると。これは発達障害だけではございません。今本当に虐待からひとり親家庭の問題から、さまざまな経済苦の問題から、いじめの問題から、大きくなればなるほど子育て家庭の問題は多くございます。そういう中で市長も、多様化している、また複雑化している、でも人間の心というのは1つだと、そのようにおっしゃってくださいました。そこの部分をしっかりと見きわめ、そのためにこの連携という、真の連携を図っていただきたい、このように強く私は申し上げたいと思っております。

したがいまして、関係部署間の連携は、子育て支援におきましては特に必須でございます。そこで、今後の推進について関係部署間の連携強化を踏まえ、実務の代表である島田副市長から、ぜひとも最後、御答弁をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎副市長(島田行信君) はい。発達支援施策の連携体制について、御指名がありましたのでお答えをさせていただきます。

発達支援施策、本旨は担当部長が答弁申し上げてまいりましたとおり、現在こども部、保健福祉部、教育委員会がそれぞれ関係しております、これらの部署の密接な連携が重要であることは、かねてから小川議員のお話のとおりであります。私も、このことについては強く認識をいたしているところでございます。特に、子どもの発達支援につきましては子育て、福祉、医療、教育など複数の分野にわたる関係者がしっかりと協議・調整をしまして、子どもにふさわしい支援のあり方を見つけ出して連携して取り組んでいく必要がございます。

連携の一つの目的、今小川議員は知恵の結集とのお話がありましたが、「3人寄れば文殊の知恵」というお話がございますが、本市におきましても4年前から、平成19年でございますが、関係部局の次長・課長16名で構成いたします発達支援施策検討会議というのを立ち上げました。そして、この下部組織といたしまして保健福祉部、こども部、教育委員会の13機関、20名の主幹、所長、係長によります発達支援サポートネットワーク会議というのを設けて取り組んでまいりました。

具体的な発達支援施策につきましては、このサポートネットワーク会議で調査・研究をし、協議を

しまして、その上部機関の支援検討会議で調整・決定すると、こういう形で庁内横断的な推進を図ってきたところであります。発達相談センターが来年の4月ということで、開設が大変身近に迫ってまいりました。私も、先日開かれましたこの発達支援施策検討会議に出席をいたしまして、全体の取り組み状況、推進状況について確認をいたしました。まだ若干の課題は残っておりますけれども、小川議員の御期待にこたえるべく、発達相談センターの開設に向けて、残された課題にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

特に、今後重要なことは、実際の子どもの支援場面における連携でございまして、発達相談センターと総合教育センターの相談機能の関係におきましても、お互いに情報を共有し、両施設の特性を生かした保護者に信頼される取り組みが必要であると思っております。また、個別の支援の場面におきましても、子育て、福祉、医療、教育、これらの関係職員が定期的あるいは必要に応じて集まりまして、個別のケース検討や本市が取り組んでおります就学前の児童の個別支援計画、あるいは学校における教育支援計画などを軸として、情報を共有し、しっかりと引き継ぎ、一人一人のお子様の状況を継続的に把握・支援していくことが求められていると思っております。

なお、発達相談センター開設以降の連携につきましても、外部の有識者で構成をいたします発達支援システム検討協議会からの中間報告におきまして、先ほど担当部長がお答えしましたように幾つかの問題点がピックアップされておりますので、今後しっかりと形をつくってまいりたいと思っております。戦国時代の武将、毛利元就の3本の矢の教えというのがございます。1つの矢では簡単に折れてしまいますけれども、3つの矢が重なればなかなか折れないと。つまり、1つの部ではなかなか困難な問題に立ち向かうことも難しいんですけれども、3部が力を合わせればどんな困難にも立ち向かえるという、そういうことではないかと思っております。これによって強固な絆ができ、この問題が前進を図られることを私もしっかりと心に刻んでまいりたいというふうに思っております。

私は、来年の発達相談センターのオープンというのは、これら施策のゴールではなくて、宮本市政における発達支援施策のスタートの元年というふうにとらえておりまして、これからよく市長と相談をしまして、関係の皆様にご期待いただけるような、そういうような発達相談支援センターになるよう、職員ともども努力をしております。小川議員におかれましても、引き続き御叱正、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをいたしましてお答えとさせていただきます。

◆24番(小川利枝子君) はい。丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。子育て支援において、行政のあり方は、副市長の御答弁が基本であると私も感じました。副市長の言葉の中に、保護者の信頼を得られる支援、この体制、本当にここであると感じております。ぜひ、そのことを念頭に置いていただき、しっかりとまた来年の開設に向けて連携を密にとりながらお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

私の一般質問、終わります。ありがとうございました。